五戸町PRキャラクターの名称使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五戸町PRキャラクター「おんこちゃん」等の名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「名称」とは、次に掲げるもの又はこれらに類似するものが含まれる表記をいう。
 - (1) 五戸のおんこちゃん
 - (2) おんこちゃん
 - (3) シロ
 - (4) onkochan
 - (5) オンコノミーズ
- 2 名称を表記する文字の範囲は、漢字、仮名、英字その他言語の表記のための符号とする。 (使用承認基準)
- 第3条 名称の仕様の承認に係る基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が不適当な 使用と認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 五戸町の地域振興、地域課題解決若しくは環境保全等に係る取組又は「五戸のおんこちゃん」のPRに係る取組等であること。
 - (2) 町及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないこと。
 - (3) 「五戸のおんこちゃん」のイメージを損なうおそれがないこと。
 - (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと。
 - (5) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。
 - (6) 自己の商標とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。

(使用承認申請)

- 第4条 名称の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、五戸町PRキャラクター名称 使用承認申請書(様式第1号。以下「使用承認申請書」という。)に必要な書類を添付して町 長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 は、申請の手続を省略し、使用することができる。
 - (1) 町が業務のために使用するとき。
 - (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
 - (3)報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (5) 五戸町PRキャラクターイラスト等の使用に関する要綱(平成31年五戸町告示第39 号)第5条に規定する使用の承認を受けている利用物件に関連するものであるとき。
- (6) その他町長が適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容について審査 を行い、使用の承認又は不承認を決定し、五戸町PRキャラクター名称使用承認(不承認) 通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により使用を承認する場合において、町長は使用条件を付すことができる。 (使用料)
- 第5条 名称の使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 名称の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。
 - (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 営利が発生する取組等で使用する場合は、関係法令を遵守すること。

(使用期間等)

- 第7条 使用者が名称を使用できる期間は、原則としてあらかじめ申し出た使用期間内で、使用 を開始する日から起算して3年以内の町長が承認する期間とする。
- 2 名称を使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする場合は、使用者は、改めて 使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告義務)

第8条 使用者は、名称の使用に関する事項について、町長から資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(使用承認の取消し等)

- 第9条 町長は、使用者が次の各号にいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り 消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に五戸町PRキャラクター名称使用承認取消通知書(様式第3号。以下「使用承認取消通知書」という。)により

通知するものとする。

- 3 使用者は、第1項の規定により使用の承認を取り消された場合は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該名称を使用した取組等を実施してはならない。
- 4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該名称 を使用した取組等の停止若しくは廃止を求めることができる。
- 5 町長は、第4条の規定による使用承認を受けずに名称を使用する者について、第1項各号に 該当すると認めるときは、前項の規定を準用し、当該名称を使用した取組等の停止若しくは廃 止を求めることができる。

(責任の制限)

- 第10条 前条の規定により、名称の使用を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、 町はその責めを負わない。
- 2 使用者が名称の使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合であって も、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 第11条 使用者は、名称について、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録 及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は承継させては ならない。

(争論等の解決)

第13条 名称の使用に関し、第三者との間で論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者の名称の使用において、町に損害が生じたときは、町はその損害の賠償を請求 できるものとする。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、名称の使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。 附 則(令和4年4月11日告示第67号)

この要綱は、告示の日から施行する。